

令和8年度 介護保険施設等運営指導 実施計画

1 指導重点事項

- (1) 高齢者虐待防止、身体的拘束等の適正化の観点から、虐待や身体的拘束等に係る行為及びそれが与える影響について理解しているか、防止のための取組みを行っているか。
- (2) 次の事項について、令和3年度制度改正を理解し、実践しているか。
(以下の項目は、令和3年4月1日から令和6年3月末まで努力義務とされていたが、令和6年4月1日からは義務化となった事項)
 - ア 感染症対策の強化
 - イ 業務継続に向けた取組みの強化
 - ウ 虐待防止の対策
 - エ 認知症に係る基礎的な研修の受講
- (3) 次の事項について、令和6年度制度改正を理解し、実践しているか。
 - ア 協力医療機関との連携体制の構築（施設、居住系サービス）
 - イ 生産性向上等につながる委員会の設置
- (4) 次の事項について、実践しているか。
 - ア カスタマーハラスメントへの対応を含んだハラスメント対策の強化
(令和8年10月からの法施行及び令和9年度報酬改定を考慮)
- (5) ケアマネジメントプロセスの中でサービス提供事業者としての役割を担っているか。利用者毎のニーズに応じた一連のケアマネジメントプロセスの重要性を理解しているか、ヒアリングを行い、サービス提供事業者として実践しているか。
- (6) 基準等に規定する運営体制のうち、従業員の員数及び勤務体制が確保されているか。
- (7) 報酬基準に基づいた実施体制の確保や、基準の算定条件に基づいた運営及び介護保険給付の適正な請求が行われているか。算定の根拠となる記録等が適切に整備されているか。
- (8) 各種加算及び減算の考え方等の理解がなされているか。基準に沿った介護報酬が請求されているか。

2 指導対象の選定

(1) 指導対象

令和8年4月1日に現存（休止を除く。）する事業所及び年度途中に指定を受けた事業所

(2) 選定方法

ア 令和8年度から令和9年度月上旬に指定更新を迎える事業所のうち、直近に運営指導を実施していない事業所を優先する。

イ 次の(ア)～(ウ)の事業所

(ア) 新規指定後1～2年未満の事業所

- (イ) 老人福祉施設の一般監査を行う事業所
- (ウ) 前年度の運営指導で特に指導事項が多かった事業所
- ウ 集団指導に出席していない事業所
- エ 前年度に虐待通報、苦情及び相談のあった事業所

3 実施時期

(1) 実施頻度

指定又は許可した介護保険施設等について、少なくとも指定有効期間（6年）中に1回以上は実施する。また、施設系サービス（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、老人保健施設、介護医療院）や居住系サービス（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護）については、3年に1回の頻度で運営指導を行うよう努める。

(2) 実施期間

運営指導の期間は、5月下旬から3月中旬までとする。実施予定日の概ね1月以上前までに当該介護保険施設等に対し実施する旨の通知を行う。

4 実施体制等

職員2名以上指導班を編成する。班員は福祉政策課福祉監査室職員を基本とする。

なお、運営指導の内容等の状況により、必要と認める場合は、所管課の担当職員を含めて編成する。

また、各班員は、人員に関する基準、運営に関する基準、報酬請求等、運営指導事項を分担し、運営指導を実施することにより、時間短縮等、業務の効率化を図る。

5 関係部署との連携

運営指導の実施日、指導結果報告、改善状況報告等について、高齢者活躍支援課、地域包括ケア推進課（介護予防支援及び居宅介護支援に限る。）、介護保険課と情報共有を図る。